

## 経済団体からの意見について

(※各項目に続くページ数、番号は、資料 1 - 1 における経済団体からの意見番号等に対応)

- 行政手続部会では、各府省が取りまとめた行政手続コスト削減のための「基本計画」につき、チェック&レビューを実施し、各府省に基本計画の見直しを要請。見直し結果やコスト計画結果を「行政手続コストの削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」として取りまとめ、公表したところ（4月24日）。
- 行政手続コスト削減の取組は「事業者目線」で取り組むことが重要であることから、取りまとめに対し、経済団体から意見を聴取（6月11日、6月25日。新経済連盟、全国商工会連合会、日本商工会議所、日本経済団体連合会）。
- 経済団体から出された意見につき整理し、担当省庁の見解を取りまとめたものが資料 1 - 1。本資料は、経済団体から出された意見につき、事務局において概要を整理したもの。

### 1 営業の許可・認可

（個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化）

- 飲食店、旅館、理容院、美容院、クリーニング店等を営む個人事業者が生前に営業者の地位を譲渡する場合、新規開業の手続が必要となる。また、死亡により営業者の地位を承継する際、店を継ぎたくても、孫の場合は新規開業の手続が必要になる。円滑な事業承継を推進するため、相続の場合と同様に簡素化すること。（2ページ、8）
- ※9番（2ページ）も同趣旨の意見。（酒小売業、クリーニング業、建設業、飲食店等、旅館業、理美容業）

（建設業に係る手続の簡素化）

- 建設業の変更の届出について、企業は役員や社員の必要情報に関する多数の添付書類を行政に提出⇒ ①登記されていないことの証明書 ②身分証明書 ③住民票 ④健康保険被保険者証 の提出を省略可能とすべき（1ページ、1）
- 建設業法に基づく財務諸表の様式が会社法のもの異なるため、建設業の許可を受けた企業には様式変換コストが発生⇒ 行政側に必要な情報は提出することを前提に、会社法で定める様式の財務諸表で代用可能とすべき（2ページ、7）
- 建設業の変更届などで貸借対照表・損益計算書を規定の用紙に記載しているが、税務署等に提出する決算報告書の添付で代用して欲しい。（4ページ、10）
- 既に他の行政機関に提出している資料及び他の行政機関が保有する情報（納税証明、社会保険や労働保険の納付証明、雇用保険被保険者台帳、登記情報等）について、手続の度に改めて取り直す必要があり、手間と時間がかかるうえに手数料負担もある。各種申請時に共通する書類については、法人番号及びマイナンバー等の活用を通じて行政機関内で参照出来る仕組みを構築し、添付書類を省略化して欲しい。（4ページ、11）
- 提出書類が重複するものがあるため、申請手続について一括申請出来るようにして欲しい。（4ページ、12）

## 2 社会保険

### (電子申請の利便性向上)

- 離職票交付の電子申請後の返戻文書にリーフレット等の大量の PDF ファイルが添付され、事業者のシステム容量を圧迫⇒ 手続 1 件ごとにリーフレットを添付せず、厚労省のウェブサイトにもとめて掲載する等の対応とすべき (6 ページ、3)
- 電子申請の義務化等や税・社会保険オンライン・ワンストップの実施にあたり、企業の組織形態を踏まえた対応が重要⇒ シェアードサービス会社の電子申請のあり方や企業内の委任のあり方を官民で議論することが必要 (6 ページ、4)
- 行政において、紙媒体での手続と比較して電子申請を通じた手続の処理に時間を要している⇒ 厚労省の基本計画に基づき、電子申請の優先処理を早期に実現すべき (6 ページ、5)

### (行政機関間の情報連携)

- マイナンバーと基礎年金番号の紐付けに失敗した場合、日本年金機構は当該被保険者のマイナンバー提供を企業に依頼⇒ 当該従業員の本人確認情報を確実に把握している市区町村と日本年金機構の情報連携で対応すべき (7 ページ、8)
- 行政機関間の情報連携で削減できる手続や添付書類 (写し) が数多く存在  
⇒ 第 3 号被保険者住所変更届 / 第 3 号被保険者扶養配偶者非該当届 / ローマ字氏名届  
⇒ 育児休業給付金申請 (受取金融機関の通帳、保育園入所不承諾通知) / 高年齢雇用継続給付金申請 (運転免許証か住民票) (8 ページ、9)

### (ローカルルール)

- 雇用保険手続の (電子) 申請における添付書類 (賃金台帳・出勤簿等) の提出省略の判断が労働局ごとに異なる⇒ 照合省略の判断基準を統一するとともに、一定の条件のもとで、企業単位での照合省略の認定制度を検討すべき (6 ページ、1)
- 労働保険に関して、窓口担当者によって求められる書類が異なることがあり、分かりづらい。事業者が分かり易いように、マニュアルへの明示やインターネット上で公式的に開示して欲しい。(11 ページ、12)

## 3 国税、4 地方税

### (国税・地方税の情報連携)

- 法人の異動情報の共有・一括送信 (国税・地方税) を可能にすること。  
例：連結親法人の所轄税務署への提出により連結子法人所轄税務署及び関係地方自治体に自動連携 (12 ページ、1)
- 国・地方の申告情報につき、共有を図ること。  
例：国税の更正に伴う地方税の修正申告の自動計算化、国税の更正請求や予定申告不要法人に関する情報の国から地方自治体への共有 (13 ページ、2)

### (eLTAX の利便性向上、共同収納制度の拡充)

- 共同収納制度を拡充すること (地方税)。

例：税目の拡充（固定資産税・利子割・配当割・譲渡所得割）、還付や加算金・延滞金の対象化 など（14 ページ、4）

- eLTAX のさらなる利便性向上を図ること（地方税）。

例：利用 I D の一法人複数所有の容認、源泉徴収票の送信確認の同システム内完結源泉徴収票の本店等一括提出を行う場合の合計表付表の提出可能化 など（15 ページ、6）

## 5 補助金の手続

- 補助金の申請書類を「原則 3 枚以内」とし、必要があれば、上限枚数を定めたいうえでそれ以上の枚数を認めることを、全省庁共通のルールとすること。（21 ページ、1）

## 6 調査・統計に対する協力

- 下請事業者との取引に関する調査手続  
⇒ ① 前年からの設問の変更点を明示するとともに、変更点のみの記載を認めること、② 電子ファイルでの提出を可能とすること、③ 法人番号の活用により、回答企業や下請事業者に関する基本情報の記載を省略すること 等（24 ページ、3）

## 7 従業員の労務管理に関する手続

- 国民は住所変更に際して役所に手続を行うにも関わらず、労災保険の受給者の住所変更時には労基署に手続を実施⇒ マイナンバー制度を活用した情報連携により、労災保険の受給者の住所変更手続を省略可能とすべき（26 ページ、2）

## 8 商業登記

- 法人設立登記は、「未来投資戦略 2018」において、2020 年度中に、24 時間以内に完了することとなったが、公証人による定款の面前確認が残り、かつ、5 万円の手数料がかかるため、創業者にとって大きな負担となっている。手数料の積算根拠を検証し、引き下げるべきである。（27 ページ、1）

## 9 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）

（標準的様式（書式・様式の統一））

- 関係省庁の調査では、約半数の地方自治体が「活用するか検討中」と回答 ⇒ 大手企業の負担軽減には義務化が必要（28 ページ、1）
- 自治体が独自で記入欄を追加すれば書類の自動作成が困難 ⇒ 独自項目の追加は不許可とすべき（やむを得ず独自項目が必要な場合は「備考欄」への追加で対応とすべき）（28 ページ、2）

（電子化のさらなる推進（デジタルファースト））

- 企業が就労証明書を作成・印刷・押印して市役所の窓口へ提出 ⇒ 一連の手続が電

子で完結されれば官民の負担軽減！（28 ページ、6）

#### **10 行政への入札・契約に関する手続**

- 提出書類の作成負担が大きいため、有効期間の長期化及び資格の更新制を導入し、簡素な手続で更新出来るようにして欲しい。（29 ページ、5）
- 入札参加から、落札の決定まで一貫して電子化して欲しい。（30 ページ、6）
- 現在、建設工事にかかる請負契約書の印紙税額は租税特別措置法で軽減措置が講じられており、一定の負担軽減に役立っている。措置期間の延長もしくは恒久的措置として欲しい。また、請負業者が中小企業や小規模事業者の場合には更に税額が軽減されるような措置も検討して頂きたい。（30 ページ、7）
- 落札後、競争入札資格申請の段階で審査されたにも関わらず、保証金を支払う必要があり、資金調達の負担がある。業種や規模、契約の種類等に応じて、保証金の減額・免除の要件緩和や契約手続き期間の配慮が欲しい。（30 ページ、8）
- 既に他の行政機関に提出している資料及び他の行政機関が保有する情報（納税証明、社会保険や労働保険の納付証明、雇用保険被保険者台帳、登記情報等）について、手続の度に改めて取り直す必要があり、手間と時間がかかるうえに手数料負担もある。各種申請時に共通する書類については、法人番号及びマイナンバー等の活用を通じて行政機関内で参照出来る仕組みを構築し、添付書類を省略化して欲しい。（30 ページ、10）
- 工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の7割を超えるところまで必要事項を記載するが、小規模事業者は少額の工事を積み重ねているのが実情であり、7割超記載するのは煩雑作業である。そのため、小規模事業者については条件緩和して欲しい。（31 ページ、11）
- 準備する資料の多さと、指定された場所に赴くための手間と時間がかかることから、対面審査を省略出来ないか。（31 ページ、12）

#### **（自治体間の書式等の統一）**

- 自治体独自の審査事項を定めることの意義は認めるが、企業の基本情報を重複して提出させる意義は乏しい ⇒ 全自治体における統一様式の使用や行政側での単一データベースの参照により、企業側の手続の簡素化を検討すべき（29 ページ、2）
- 全般国・県・市町村で申請様式や添付する資料が異なり、事務手続が非効率になっており、営業と事務の兼務が多い小規模事業者にとって過度な負担となっている。そのため、国・県・市町村で申請書・添付書類・手続きの統一化をして欲しい。（30 ページ、9）

#### **○ 横断的な分野**

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に情報照会される場合、費用の妥当性（1件当たり原則10円の手数料）の検証などを実施すべき。（32 ページ、1）